

自分の財産を守るために

～後見制度と家族信託の基礎知識～

令和1年6月18日(火)

南毛利公民館

目次

- (1) はじめに
 - ・ 自己紹介／長寿社会の到来／平均寿命、健康寿命／要介護、要支援／モデルケース／支援制度の比較
- (2) 成年後見制度について
 - ・ 法定後見制度
 - 法定後見／法律行為／申立手順／必要書類／成年後見人の職務／財産が高額の場合／問題点
 - ・ 任意後見制度
 - 任意後見／モデル／任意後見での改善点／問題点
- (3) 家族信託について
 - ・ 起源、歴史／意義／構造／後見制度との関係／家族信託の改善点／問題点／具体的事例
- (4) 2つの制度の違い
- (5) まとめ

(1) はじめに～自己紹介

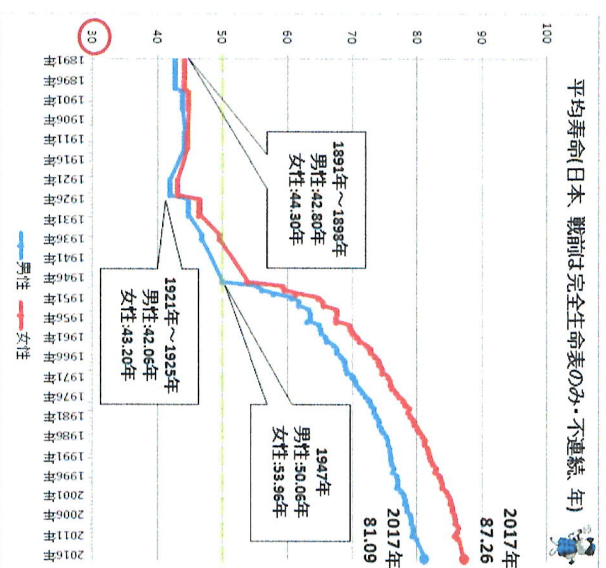
- 昭和27年12月23日生まれ (旧天皇誕生日)
- 昭和46年4月大学入学 理系、数学専攻
- 昭和52年4月ソニー (株) 入社 半導体の研究、開発、製造を担当
- 平成24年12月定年退職 司法書士試験の勉強を始める
- 平成28年11月司法書士試験合格
- 平成29年4月 司法書士登録
- 平成31年1月 愛甲石田に事務所開設



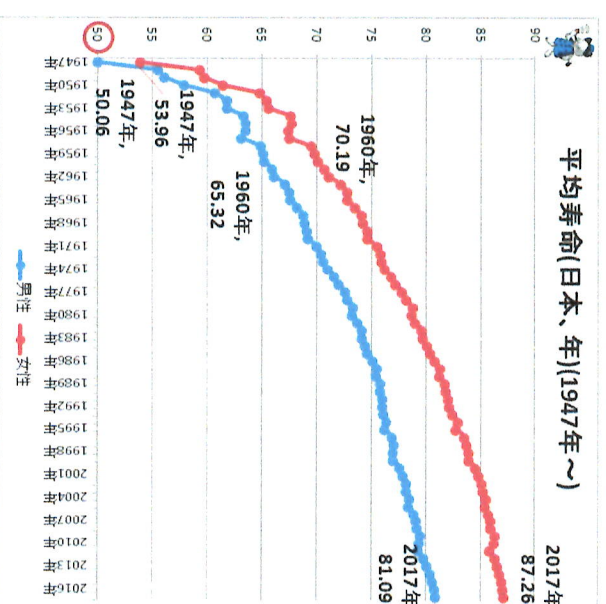
(1) はじめに～長寿社会の到来～

日本における平均寿命は、戦前は50歳以下に低迷していたが、戦後、着実に増加している。
現在では、男性81歳、女性87歳（2017年）になっている。

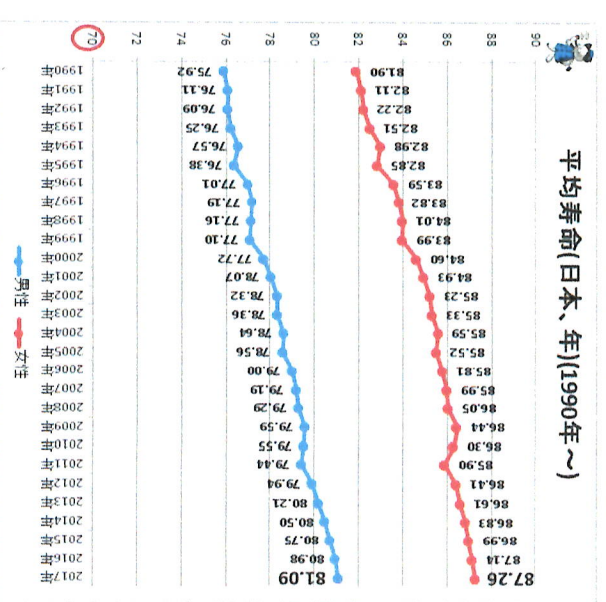
出典 ガベージニュース



1891年～



1947年～

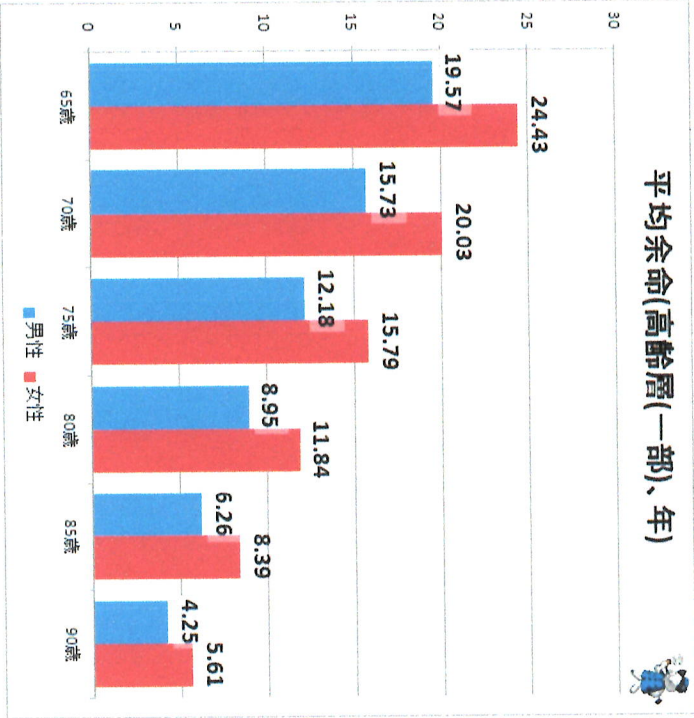


1990年～

(1) はじめに～長寿社会の到来～

現在、日本における平均余命は、さらに長くなっている。

(2017年のデータ)

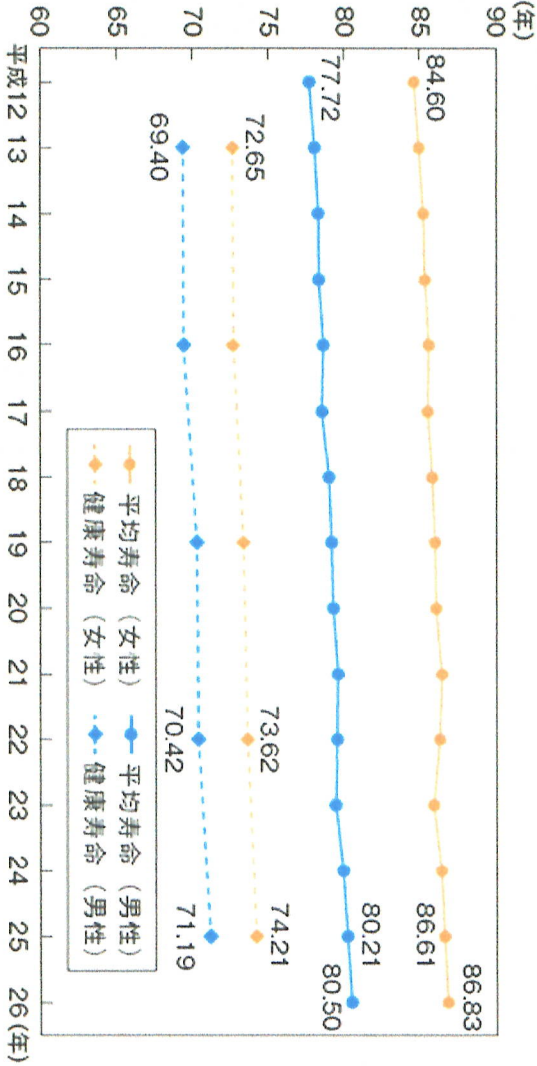


	男性	女性
平均寿命	81歳	87歳
平均余命 (65歳)	85歳	89歳
平均余命 (90歳)	94歳	96歳

(1) はじめに～平均寿命、健康寿命～

平均寿命と健康寿命の間には10年前後のギャップがある。

I-4-1 図 平均寿命と健康寿命の推移 (男女別)



(備考) 1. 平均寿命は、平成12年、17年及び22年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」より作成。健康寿命は、13年から22年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策」の費用対効果に関する研究、25年は厚生労働省資料より作成。
2. 健康寿命は、日常生活に制限のない期間。

健康寿命：日常生活に制限のない期間

出典 内閣府

(2013年のデータ)

	男性	女性
平均寿命	80歳	87歳
健康寿命	71歳	74歳
差分	9歳	13歳

(1) はじめに
田中
・
田中
支援

「要介護者等」は、2014年度末で591.8万人

第1号被保険者(65歳以上)の要介護度別認定者数の推移



資料「厚生労働省「労働保険事業状況報告（年報）」
（注1）平成18年4月より労働保険法の改正に伴い、業種・業別の区分が変更されている
（注2）平成22（2010）年度は、東日本震災の影響により、報告が困難であった福島県の5町1村（史野町、熱海町、富岡町、川内村、双葉町、新井町）を除いて集計した値

表1-2-3-7 要介護等認定の状況

75歳以上になると要介護の認定を受ける人の割合が大きく上昇する

単位：千人、（ ）内は%

65~74歳

75歳以上

要支援	要介護	要支援	要介護
245 (1.4)	508 (3.0)	1,432 (9.0)	3,733 (23.5)

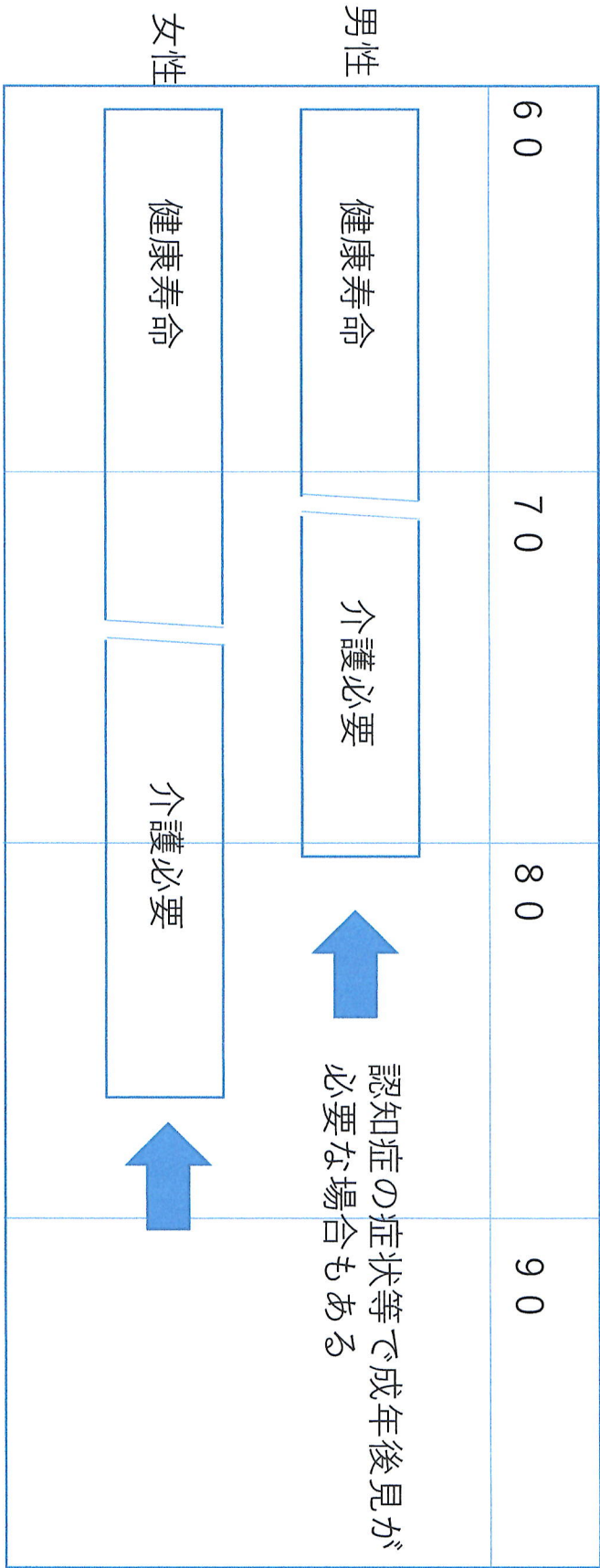
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成26年度）より算出

(注1) 経過的要介護の者を除く。

(注2) () 内は、65～74歳、75歳以上それぞれの被保険者に占める割合

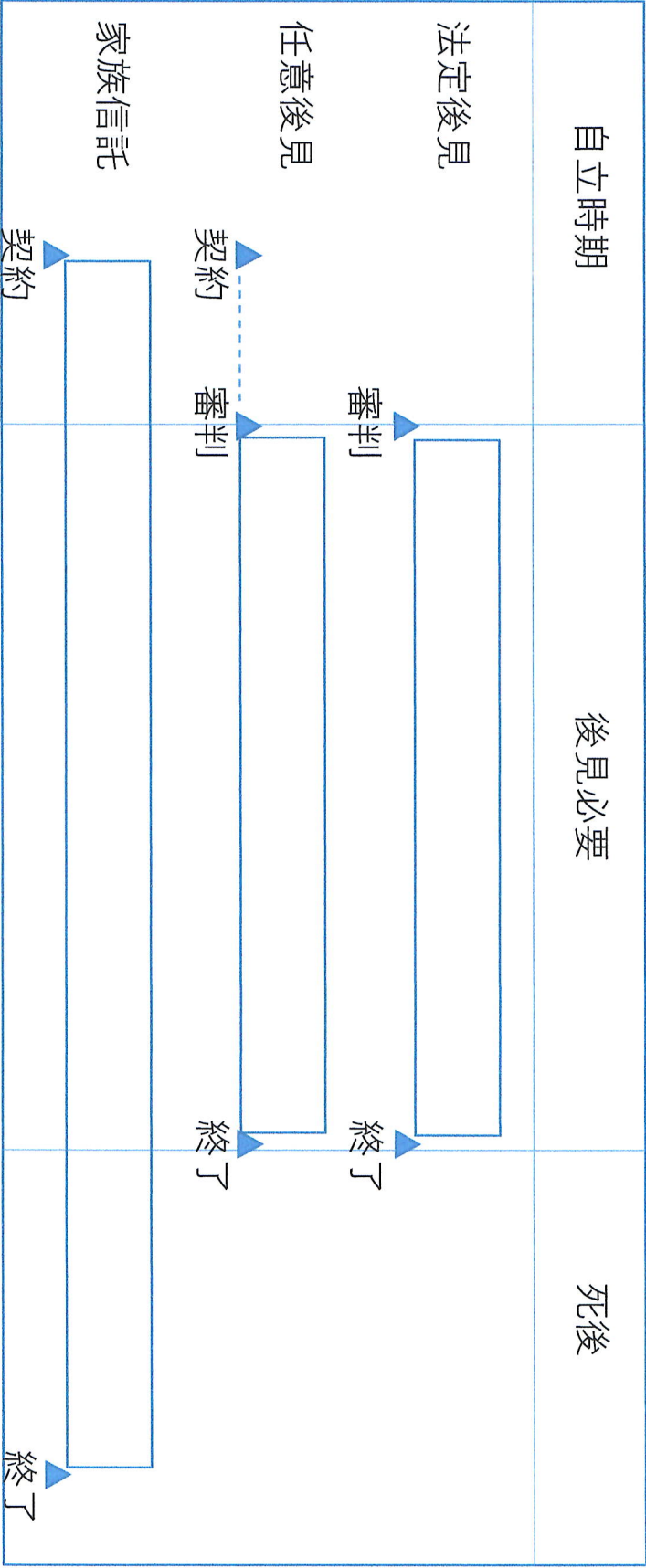
(1) はじめに～モデルケース～

男性、女性とも、10年前後の介護期間が必要となる

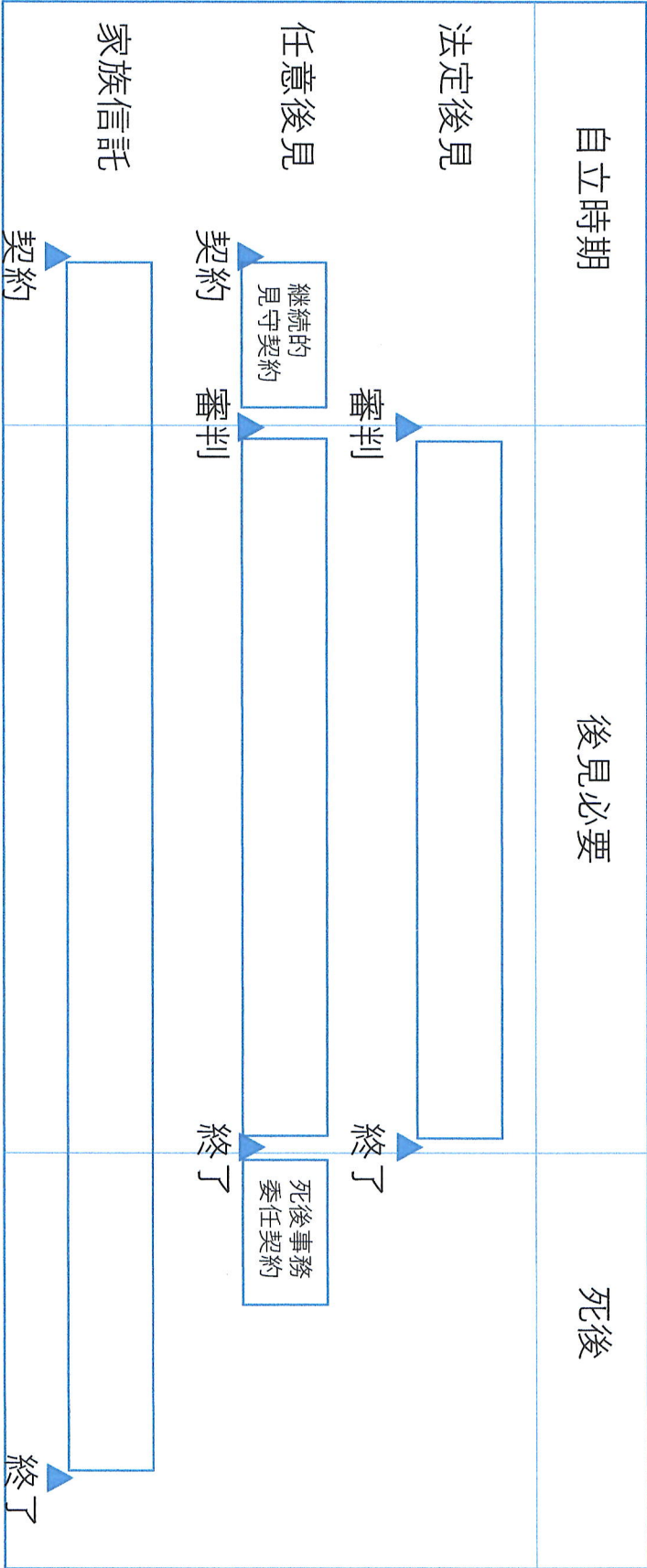


認知症：後天的脳機能障害 cf 先天的脳機能障害

(1) はじめに
～認知症患者等に対する支援制度の比較～



(1) はじめに
～認知症患者等に対する支援制度の比較～



(2) 成年後見制度について～法定後見～

- 民法第7条（後見開始の審判）

精神上の障害により**事理を弁識する能力**を欠く**常況**にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、**後見開始の審判**をすることができる。

- 民法第11条（保佐開始の審判）

精神上の障害により事理を弁識する能力が**著しく不十分**である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、**保佐開始の審判**をすることができる。ただし、第7条に規定する原因がある者については、この限りでない。

- 民法第15条（補助開始の審判）

1 精神上の障害により事理を弁識する能力が**不十分**である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、**補助開始の審判**をすることができる。ただし、第7条又は第11条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

cf 未成年者（民法第5条）

(2) 成年後見制度について ～制限行為能力者の法律行為～

- 第9条 (成年被後見人の法律行為)

成年被後見人の法律行為は、**取り消すことができる**。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

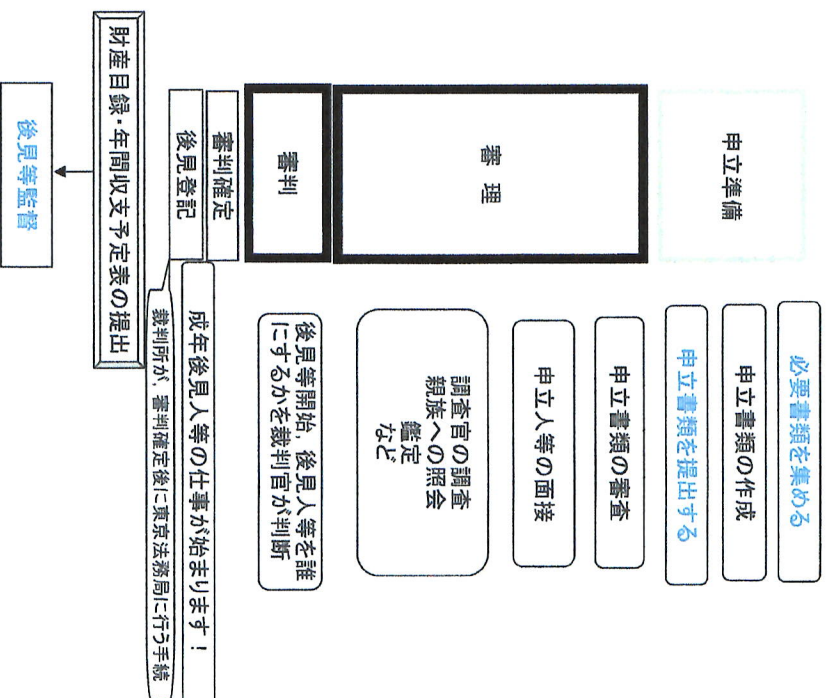
→ 被後見人の保護

- 意思能力のない者の行為 → 当然に無効

(大判明治38年5月1日民録11・706頁)

→ 意思能力のない者の財産を処分するには、後見開始の審判を経なければならない。

(2) 成年後見制度について～申立手順～



1～2か月
但し書類の準備状況による

審判確定まで2週間

※ 申立てを受け付けてから審判がされるまで1～2か月かかります。

(2) 成年後見制度について～必要書類～

必要書類

	申立人	本人	成年後見人候補者
戸籍謄本	☐	☐	☐
住民票 (戸籍の附票)		☐	☐
登記されていないことの証明書等		☐	☐
診断書		☐	

本人の健康状態が分かる資料

精神障害者手帳, 身体障害者手帳, 療育手帳, 要介護度が分かる書面(介護保険認定書等)等

本人の財産等に関する資料(遺産分割未了の相続財産を含む。)

不動産についての資料

預貯金, 株式等についての資料

(2) 成年後見制度について ～成年後見人の職務～

➤ 基本的権限

- 取消権
- 代理権

➤ 事務の範囲

- 財産の管理に関する事務
- 身上監護に関する事務

➤ 就任直後の職務

- 財産目録の作成・提出
- 年間収支予定表の作成・提出

- 注意点
1. 成年後見人：善管注意義務。財産は必ず別の財布にする。
 2. 一度、成年後見人の審判が確定したら、途中で止められない。

(2) 成年後見制度について ～財産が高額の場合～

▶管理する財産が高額の場合、親族後見人が認められない場合が多い。

- 専門職後見人
- 後見監督人の選任
- 後見制度支援信託の併用

(2) 成年後見制度について ～法定後見の問題点～

- ▶ご本人が意思能力を失ってから成年後見人が選任されるので、被後見人の意思が分からない。
- ▶被後見人のために存在する制度なので、相続人の意思で動くことはできない。(自由が利かない)
- ▶裁判所が介入するため融通が利かない。
- ▶成年後見人、場合によっては、後見監督人の報酬を支払う必要がある。

→ 以上、ご本人が意思能力を失ってから始まる制度なので、やむを得ない所がある。

(2) 成年後見制度について～任意後見～

▶制度の概要

- 次の2点の特徴を持った任意代理の委任契約
 1. 本人の後見事務を委任事務とし、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから契約の効力が発生する。
 2. 公正証書による契約でなければならない。
- 自分で選ぶ後見制度
 1. 意思能力のある時に、本人～成年後見人候補者の間で契約する。
 2. 代理権も自由に決められる。但し不適切な内容の契約にしたときは、後に困る事がある。
 3. 裁判所の関与が少ない。但し、後見監督人の選任は必要。
- 本契約以外に付随契約を付加する事ができる。
 1. 継続的見守り契約
 2. 任意代理契約
 3. 死後事務委任契約

(2) 成年後見制度について～任意後見のモデル～

新元号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
〇〇〇〇様	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳	100歳	101歳	102歳	103歳
契約内容 費用等 (概算)	継続的見守り契約 任意後見契約 死後事務委任契約 ▲ 契約書締結 20万円 (公証人費用必要) 1万円/月 ▲ 申立て 3万円 3万円/月 (後見監督人～2万円/月) ▲ 死後事務実施 最大50万円 ・葬儀 ・埋葬 ・施設等									
金額の表示は一例です。参考程度に考えて下さい。										
仲井雅光	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳

(2) 成年後見制度について ～任意後見での改善点～

先に述べた「法定後見での問題点」について、いくつかの改善点が見られる。

- ▶ 本人が意思能力を失ってから成年後見人が選任されるので、被後見人の意思が分からない。 → ○
- ▶ 被後見人のために存在する制度なので、相続人の意思で動くことはできない。(自由が利かない) → ×
- ▶ 裁判所が介入するため融通が利かない。 → △
- ▶ 成年後見人、場合によっては、後見監督人の報酬を支払う必要がある。 → ×

(注) 法定後見と違い、付随契約を付加する事もできる。

(2) 成年後見制度について ～任意後見での問題点～

- ▶初期費用の発生
- ▶家族全員の同意を取っておく必要がある。

(3) 家族信託制度について～起源、歴史～

➤起源

- 中世イギリス（14世紀）～封建制の崩壊と共に発生
 - ✓封建制の柱：長子相続制度、領主への義務の負担
 - ✓受益者、受託者の概念形成
 - ✓契約法の歴史（18～19世紀）より古い
- 日本における事情
 - ✓明治時代～大陸法から民法（契約法）を導入
 - ✓信託（英米法）の導入は明治末期～大正期（基本的に商事信託）

(3) 家族信託制度について～意義～

▶意義～民法を破る

- 生前～任意後見人とさほど変わらないが以下の点で異なる。
 - ① 裁判所の関与がない
 - ② 財産管理のみで身上監護は、別途、行う必要がある。（任意後見契約との併用）
 - ③ 個別財産について適用できる（後見制度は全財産）
- 死後～財産の帰属について、民法の規定に縛られないで自由に決められる。争いもある。判例も少ない。
 - 後々、紛争になり、訴訟などの結果、当初の家族信託契約が否認される事もあり得る。

(3) 家族信託制度について～構造～

信託 = 信じて託す

家族信託契約



委託者

受託者

(とも良い)

受益者

委託者は受託者に特定の財産を託す。(信託財産)
受託者は、受益者のために信託財産を運用する。

(3) 家族信託制度について ～後見制度との関係～

- ▶財産管理のみ。身上監護はない。
 - 法定後見、任意後見との併用可。
- ▶死後の世界まで支配できる。
 - 民法の規定との関係で、紛争になる危険を孕んでいる。

(3) 家族信託制度について ～家族信託の改善点～

先に述べた「法定後見での問題点」について、いくつかの改善点が見られる。

- ▶ご本人が意思能力を失ってから成年後見人が選任されるので、被後見人の意思が分からない。 → ○
- ▶被後見人のために存在する制度なので、相続人の意思で動くことはできない。(自由が利かない) → △
- ▶裁判所が介入するため融通が利かない。 → ○
- ▶成年後見人、場合によっては、後見監督人の報酬を支払う必要がある。 → ○

(3) 家族信託制度について ～家族信託の問題点～

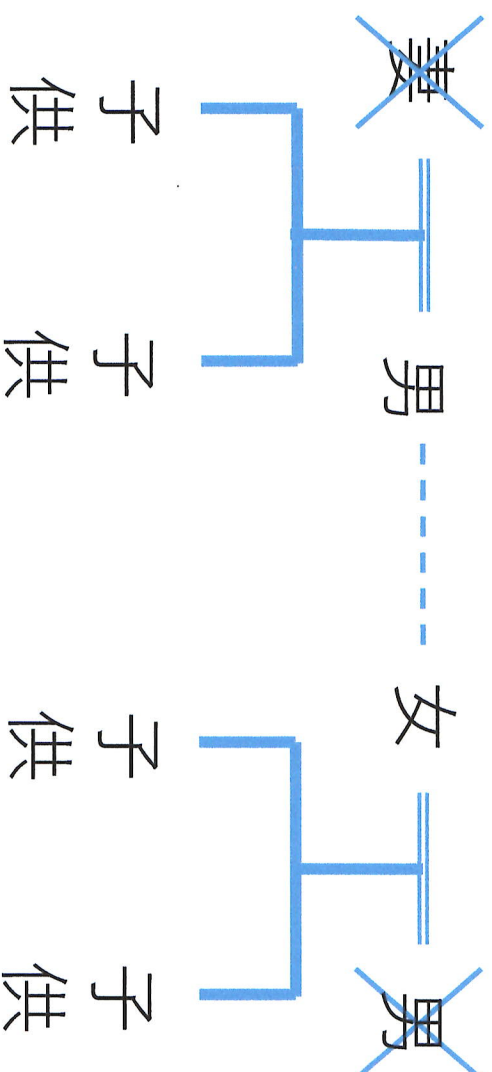
しかし、以下のような問題点もある。

- ▶対象が財産管理だけである。身上監護がない。
 - 成年後見制度との併用を考える必要がある。
- ▶相続人間に争いがあると不可。紛争になり得る。
- ▶判例が少ない。

(3) 家族信託制度について ～相続に絡んだ具体的事例～

典型事例1

結婚したいが、子供達が反対



法定相続分

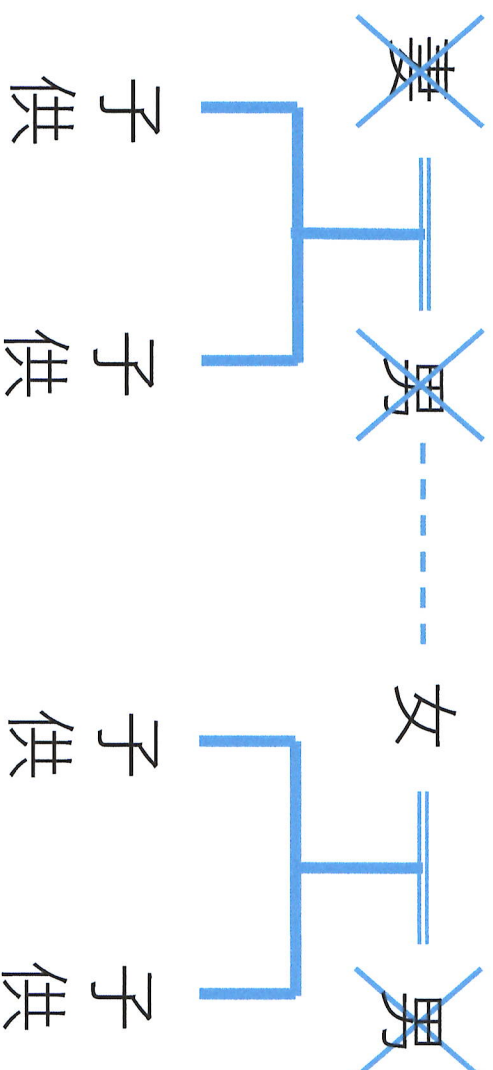
1 / 2

1 / 2

(3) 家族信託制度について ～相続に絡んだ具体的事例～

典型事例1

結婚したいが、子供達が反対



法定相続分

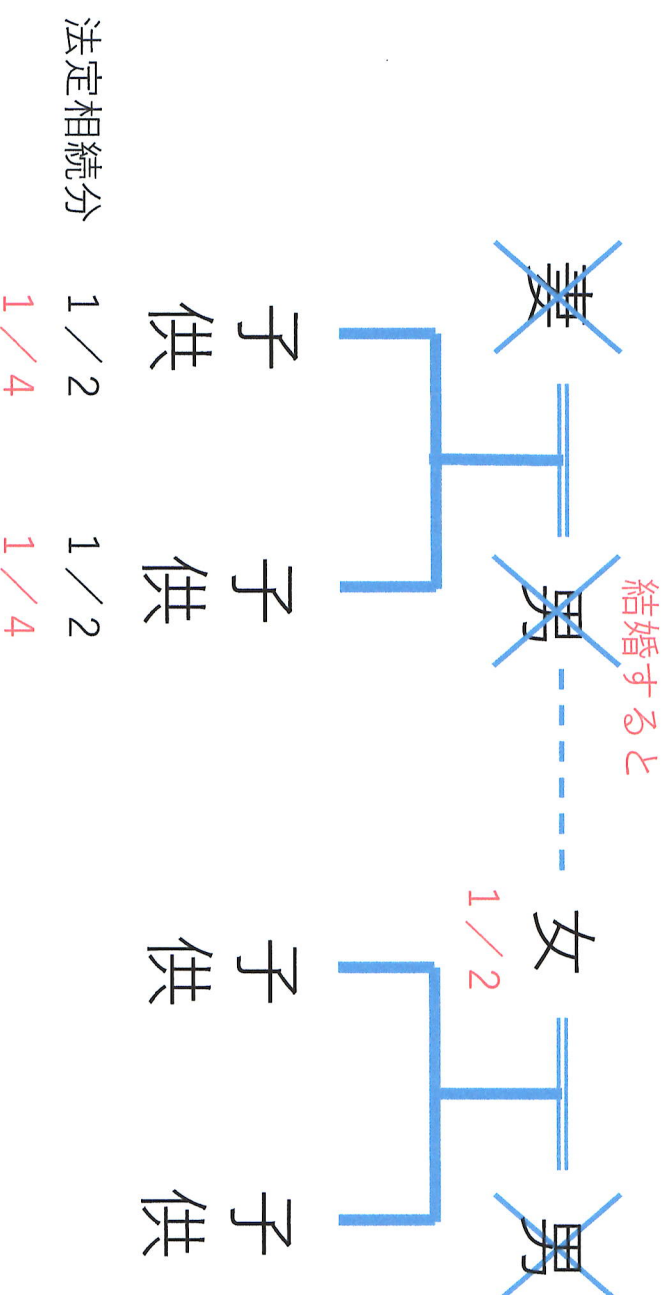
1 / 2

1 / 2

(3) 家族信託制度について ～相続に絡んだ具体的事例～

典型事例1

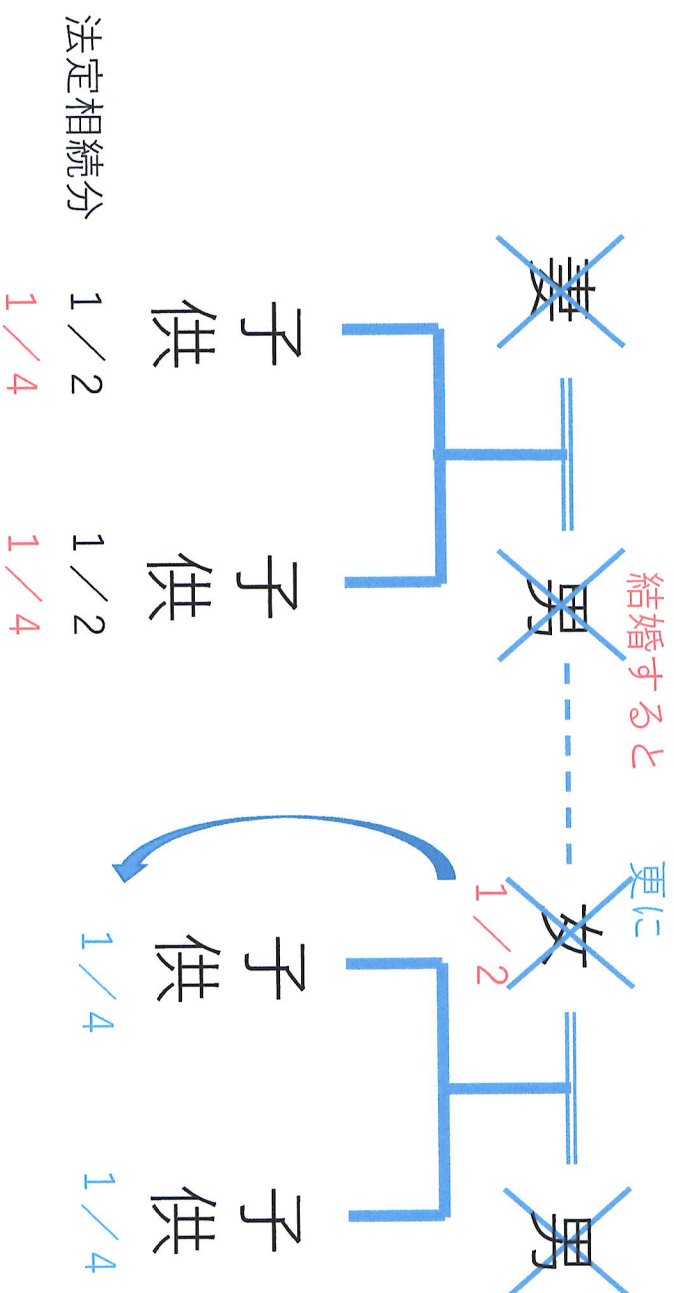
結婚したいが、子供達が反対



(3) 家族信託制度について ～相続に絡んだ具体的事例～

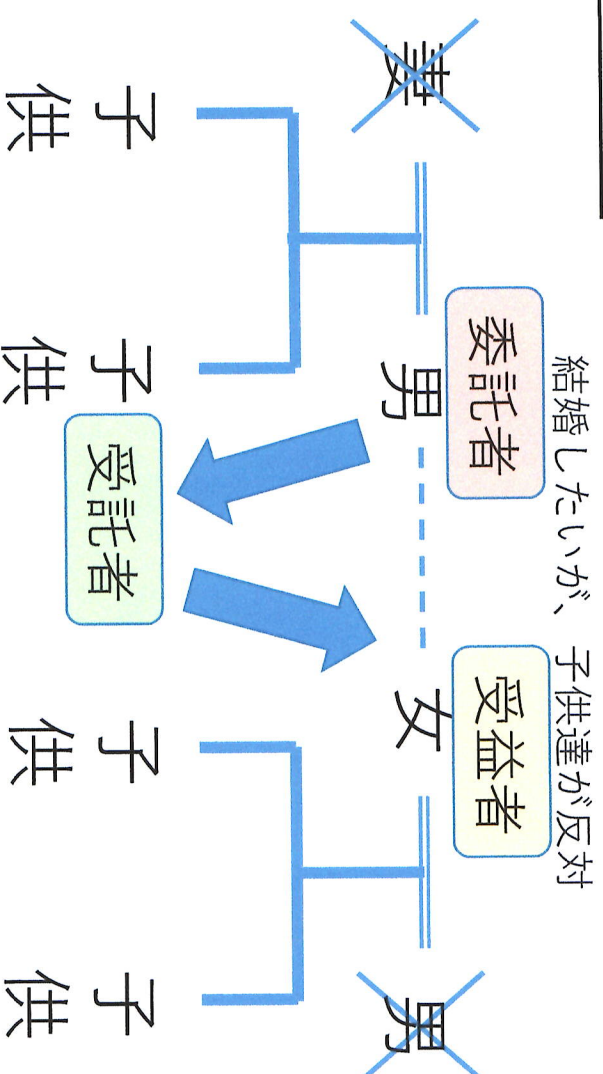
典型事例 1

結婚したいが、子供達が反対



(3) 家族信託制度について ～相続に絡んだ具体的事例～

典型事例1



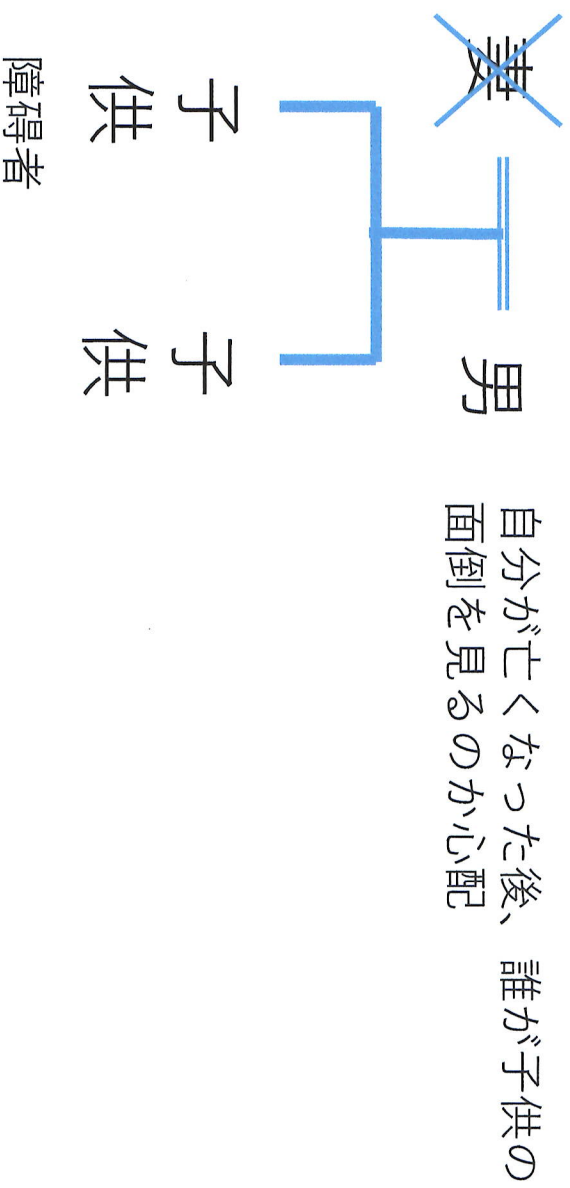
法定相続分 1 / 2

1 / 2

特定財産を信託し、信託財産の範囲で受益者の面倒を見る。

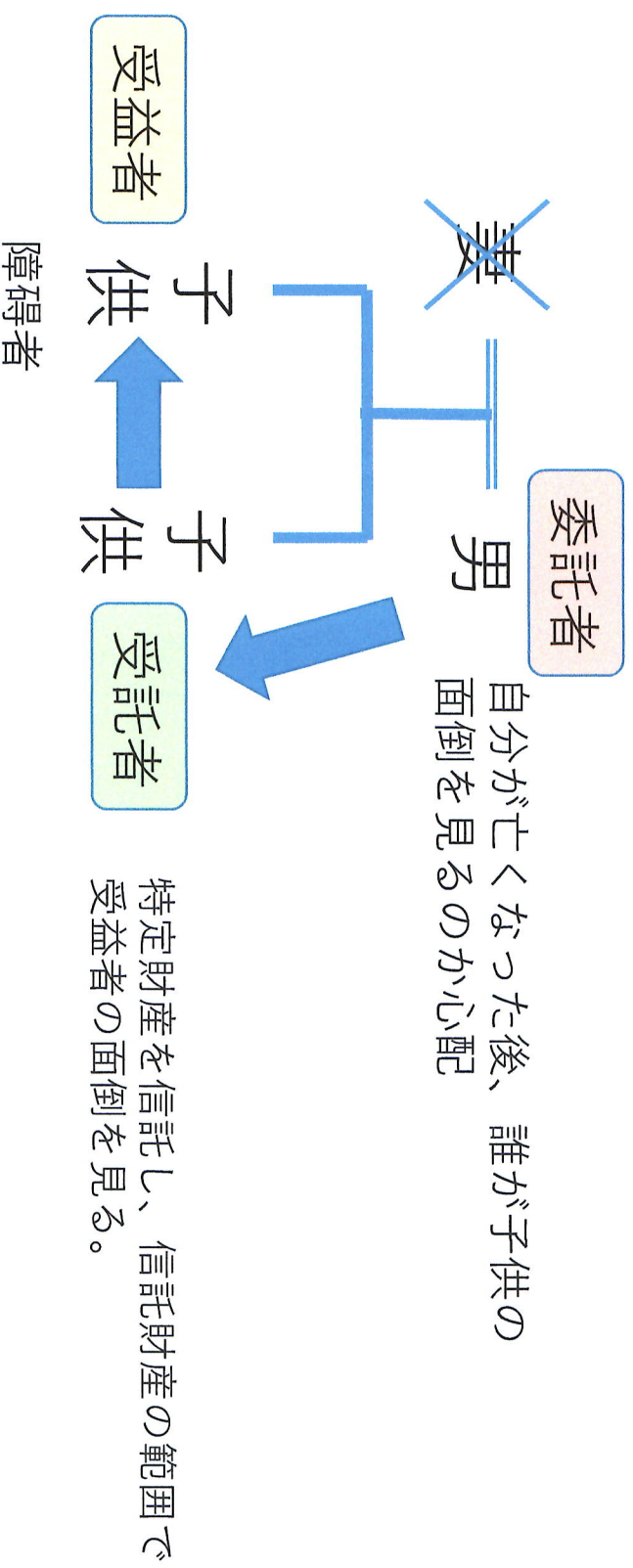
(3) 家族信託制度について ～相続に絡んだ具体的事例～

典型事例2



(3) 家族信託制度について ～相続に絡んだ具体的事例～

典型事例2



(4) 2つの制度の違い

	法定後見人	任意後見人	信託受託者
存続期間	後見開始の審判～本人の死亡まで	監督人選任の審判～本人又は任意後見人の死亡まで	始期も終期も自由に設定可
権限	 財産管理 法律行為の代理 (包括的) 身上監護	財産管理 法律行為の代理 (契約で定める) 身上監護	財産管理 (信託財産)
財産の処分	合理的な理由が必要 居住用不動産の処分には家裁の許可必要	合理的な理由が必要 代理権の範囲で運用できる	受託者の権限内で自由に運用・処分可
相続	本人死亡により後見業務は終了 死後事務等は業務権限範囲外	同左 (別途、死後事務委任契約を締結する事は可能)	被相続人からの信託口座が凍結される等の問題を回避できる。 民法の制約を免れる。 (但し争いあり)

(4) 2つの制度の違い

	法定後見人	任意後見人	信託受託者
監督機関	家庭裁判所 又は後見監督人	任意後見監督人	信託監督人 (任意)
報酬	財産に応じて家庭裁判 所が定める	任意後見契約で決める	信託契約書の中で決める
初期費用 (一例です)	申立費用	契約書作成費用 公正証書作成費用	信託契約書作成費用 公正証書作成費用 (任意)
	実費 1万5000円 報酬 4万～6万円	公正証書化 5万円 報酬 10～20万円	公正証書化 5～10万円 報酬 20～50万円
ランニングコスト (一例です)	後見人の報酬 2～6万円/月	後見人の報酬 3～10万円 後見監督人の報酬 2～5万円	受託者の報酬 (任意)

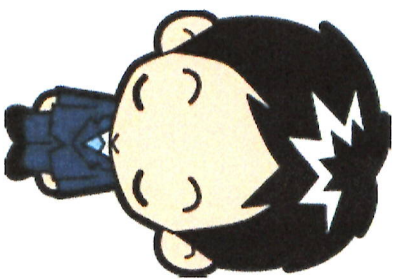
(4) 2つの制度の違い

	法定後見人	任意後見人	信託受託者
特徴	・意思能力が不十分な状態で運用開始 ・裁判所の監督下で本人の利益を最優先に考える	・自立した状態で契約する ・基本的には契約に依るが、一部、裁判所が関与する	・自立した状態で契約する ・民法の制約に捕われず自由に設定可能 ・裁判所は関与しない
メリット	・本人の利益を最優先に考える（裁判所の関与）	・本人の意思を尊重できる	・本人の意思を尊重できる ・相続の範囲まで言及できる ・裁判所が関与しない
デメリット	・相続人の利益を考慮しないので、不満が出る事もある ・融通が利かない	・後見監督人の費用が発生する	・受託者以外の相続人等から不満が出る事がある。 ・紛争のリスクがある。

57
94
7
8

- 以上の3つの制度は、それぞれ特徴があり、状況に応じて選択すれば良いと思います。
- 自分りながら、親族が意思能力を欠く状態になったら、自らの財産でありながら、自由処分できなくなります。
- 事前に手を打っておく方法としては、任意後見制度の活用、家族信託の活用があります。
- 相続まで含めて法によって「意の裏書き」をお持ちの問題であれば、家族信託の活用がおすすめです。但し紛争に巻き込まれるリスクはあります。
- 任意後見の制度はないにしても、任意で、後見人から監督を受けるという制度で、一部家庭裁判所の関与が少ないです。

ご清聴ありがとうございました！



厚木市愛甲2-12-1

今福ビル301号

司法書士 仲井 雅光

電話 046-281-9025

FAX 046-281-9026

メール PX107172@nifty.ne.jp